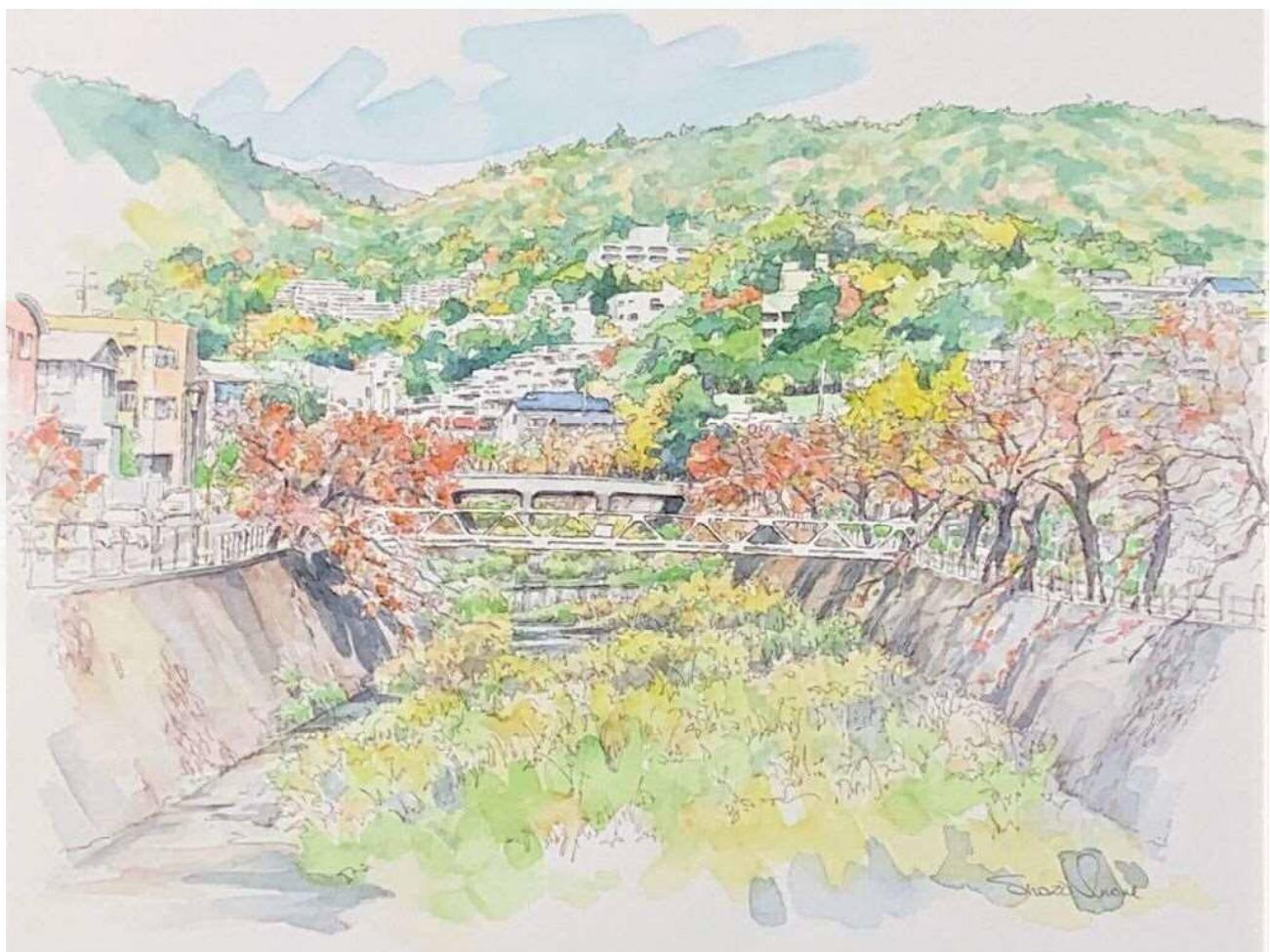


芦屋景観地区

景観形成ガイドライン

緑豊かな美しい芦屋の景観をめざして



芦屋市

はじめに

緑豊かな六甲山を背景に、美しい川と海に恵まれ、南へ緩やかに傾斜した明るく開放的なまちを形づくっている芦屋市は、市民や事業者の景観への意識の高さから、優れた景観に恵まれた緑豊かな美しい住宅地として発展してきました。

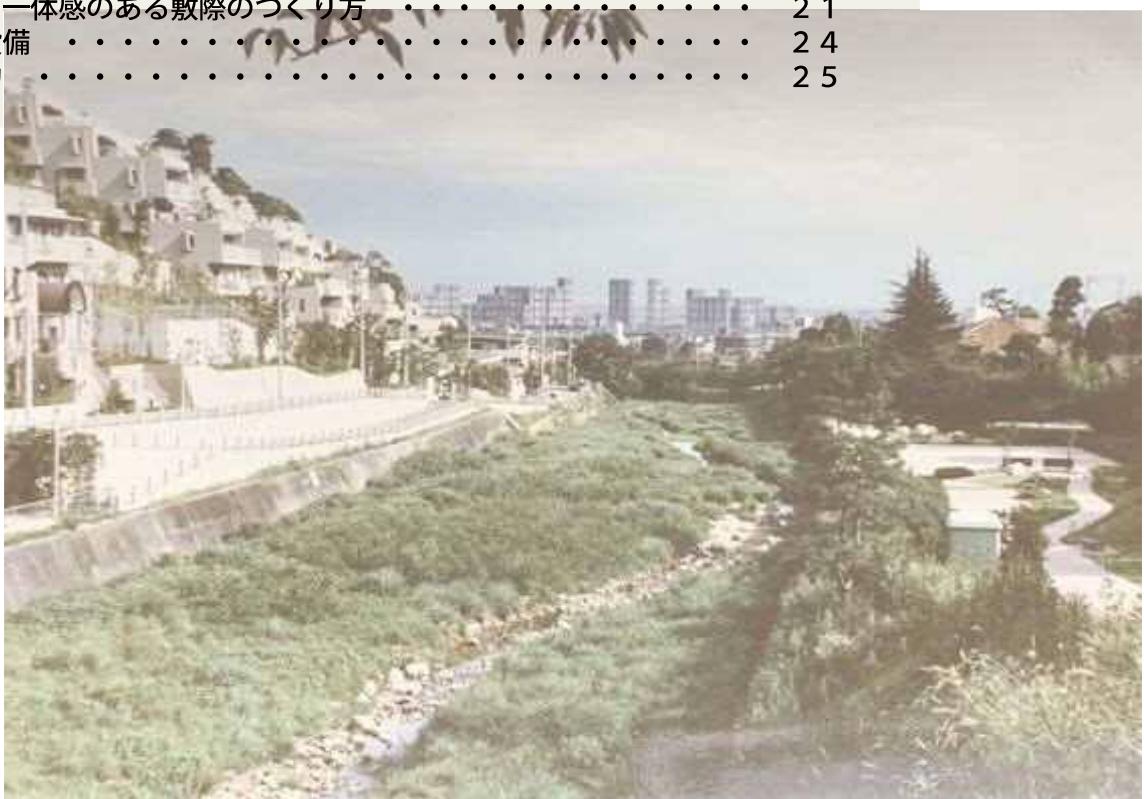
これまで、平成8年10月に施行された芦屋市都市景観条例（自主条例）に基づき、大規模建築物等の計画に対し助言・指導を行うとともに、景観に大きく影響を与える建築物等については景観アドバイザー会議において個別に事業者および設計者と協議を行い、まちの景観の向上に努めてきました。

このたび、より良好な景観の創造をめざし、芦屋市全域を景観法で定める「景観地区」に指定し、併せて本ガイドラインを作成しました。建築物等を計画・設計するにあたっては、本ガイドラインを参考に『緑豊かな美しい芦屋の景観』の形成に努めてください。



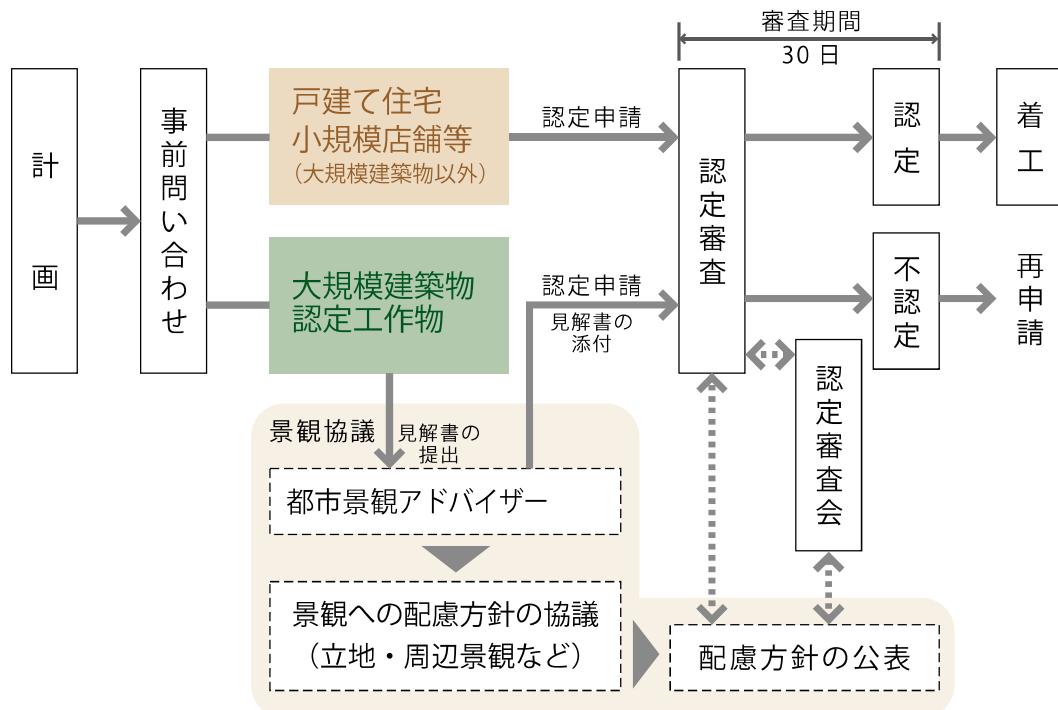
目 次

■ガイドラインについて	1
芦屋景観地区における手続きの流れ	1
ガイドラインの構成と項目別基準との対応	2
■景観形成のガイドライン	3
I. 配置・規模	4
1. 建物の配置・規模	4
2. 景観資源を活かす	6
3. 周辺との連続性	7
II. 建築物本体	8
1. 屋根・壁面の意匠	8
2. 屋根・壁面の材料	10
3. 色彩	11
III. ランドスケープ	15
1. エントランス周り	18
2. 一体感のある敷際のつくり方	21
IV. 付属設備	24
V. 工作物	25



ガイドラインについて

芦屋景観地区における手続きの流れ



都市景観アドバイザーミーティングによる景観協議

【協議の内容】

事業者が提出する見解書、設計図書（参考）をもとに、計画地の周辺景観の状況、計画に反映すべき景観配慮の方法について協議を行う

- ①現地の状況に合った景観配慮の方法を協議
- ②専門家の知見を活かした周辺景観の読み解きや景観配慮方法について協議
- ③景観配慮方針を市と事業者で確認

【対象】

- ・大規模建築物全件（事業者の要望等あれば、それ以外も可）
- ・認定工作物のうち、景観に大きく影響を与えるもの
- ・外壁の色彩など一部の基準を超えて計画検討をするもの

◆関連する計画・法令等

計画する場所によっては関連する他法令の基準が設けられている場合があります。
詳細は、各計画等の内容を確認し、景観に配慮した設計を進めてください。

●屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、広告物の大きさ、枚数、色彩などを確認し、敷地、建物全体で、景観に配慮した計画としてください。

⇒芦屋市屋外広告物条例

●建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

⇒地区計画

⇒南芦屋浜景観形成地区

●緑化面積、植栽本数

⇒芦屋市景観計画

⇒地区計画

⇒南芦屋浜景観形成地区

⇒緑の保全地区

⇒風致地区

⇒芦屋市住みよいまちづくり条例

ガイドラインの構成と項目別基準との対応

本ガイドラインは、建築物等の計画・設計における各要素に応じて構成されています。

計画要素は大きく5つ設定し、建物の規模や配置の検討段階は「I. 配置・規模」、建物の具体的な内容は「II. 建築物本体」、敷際のしつらえなどは「III. ランドスケープ」、屋上設備などのしつらえは「IV. 付属設備」、工作物の計画・設計は「V. 工作物」として掲載しています。

各計画要素では、配慮事項とそのイメージを示していますので、これを参考に、立地や周辺景観に応じた計画・設計を行い、芦屋市がめざす『緑豊かな美しい芦屋の景観』の形成に努めてください。

●ガイドラインの構成と景観法で定める項目別基準との対応

計画要素	景観構成要素	配慮事項	景観地区					
			項目別基準					
			建築物					工作物
I 配置・規模	1 建物の配置・規模	1 山・海など日常的なアイレベルからの眺めを大切にする	●					
		2 芦屋川や南北道路など南北軸の眺めを阻害しない	●					
		3 エントランス周りなど接道部分の配置やしつらえは、全体の計画の一部として十分に検討する	●					●
		4 街角を意識した配置とする（街角広場の配置等）	●					●
II 建築物本体	2 景観資源を活かす	1 既存の緑地・高木や石積等を保全・活用する	●					○
		2 歴史的建築物を保全・再利用する	●	●				
		3 周辺との連続性	●	●				●
		1 分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとする	●	●				○
III ランドスケープ	3 通りや周辺と共に連続する建築意匠や植栽を取り入れ、街並みの連続性を維持する	2 建築物の高さ、あるいは塔屋・屋根の形態を揃えることにより、連続したスカイラインを形成する	●	●				
		3 通りや周辺と共に連続する建築意匠や植栽を取り入れ、街並みの連続性を維持する	●	●				●
		1 屋根・壁面の意匠		●	●	●		●
		2 フサード以外の壁面も適切なデザインとする（特に露出する部分）		●	●	●		○
IV 付属設備	3 バルコニーや屋外階段などの構成要素に配慮する	3 バルコニーや屋外階段などの構成要素に配慮する		●	●	●	●	○
		1 石、土、木質系等、経年によって風合いを増すものや、周辺景観と調和した素材を用いる		●	●	●		○
		2 周辺との連続性に配慮し、通りや周辺に多く見られる好ましい要素としての建築素材を取り入れる		●	●	●		●
		3 色選びは近隣との関係で判断し、配色は落ち着いたものとする		●	●			○
V 工作物	4 街角や歩道等の構成要素に配慮する	1 エントランス周り①アプローチ	○					●
		2 周辺の景観と調和し、質の高い空間とする	○					●
		②駐車場／駐輪場	○					●
		3 周辺と調和した意匠・外壁仕上げとする（緑化ブロック等）	○					●
V 工作物	5 周辺景観と調和する工作物	1 ゴミ置場等	○					●
		2 建築物や周辺と調和した意匠とし、露出する部分の修景を行う	○	○				●
		3 一体感のある敷際のつく方	○					●
		4 擁壁等	○					●

●：該当項目

○：関連項目

上記の表は、本ガイドライン（各計画要素）と、景観法で定める項目別基準との対応を示していますので、景観への配慮方針に関する見解書を作成する際の参考として下さい。

景観形成のガイドライン



ガイドラインの使い方

戸建て住宅や小規模店舗などの建設時においては、色彩の認定基準のみが定められているものに関しては、本ガイドラインで説明されている考え方をもとに、景観に十分配慮した設計を進めてください。

大規模建築物の建築、認定工作物の建設等においては、都市景観アドバイザー会議による「景観協議」に景観への配慮方針に関する見解書を提出していただき、その考え方をご説明いただきます。本ガイドラインを参考に景観への配慮事項を整理してください。

I 配置・規模

1. 建物の配置 ・規模

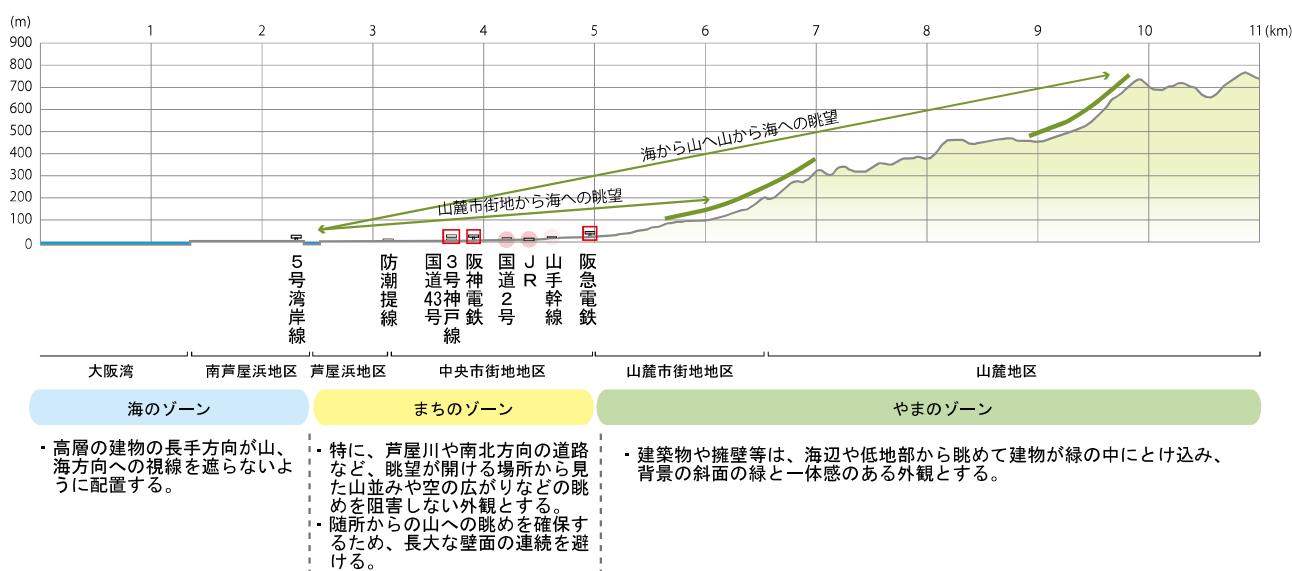
[基本的考え方]

- ・芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とする。

- 山・海など日常的なアイレベルからの眺めを大切にする
 - ・山や海を背景とした遠景としての見え方に配慮し、周辺から突出した外観としない
- 芦屋川や南北道路など南北軸の眺めを阻害しない
 - ・芦屋の景観を特徴づける山・海、南北軸の眺めを阻害しないように配慮する



※芦屋の景観構造と眺望配慮の方向性（ゾーンは都市計画マスターplanにもとづくものです）



● エントランス周りなど接道部分の配置やしつらえは、全体の計画の一部として十分に検討する



アプローチ、エントランス周りを一体的にデザインし、緑豊かで質の高い空間を構成する

● 街角を意識した配置とする（街角広場の配置等）



建物を後退させ、オープンスペースと植栽を組み合わせて街角を意識した空間を設ける



建物を後退させて植栽を配置し、街角を意識した空間を設ける

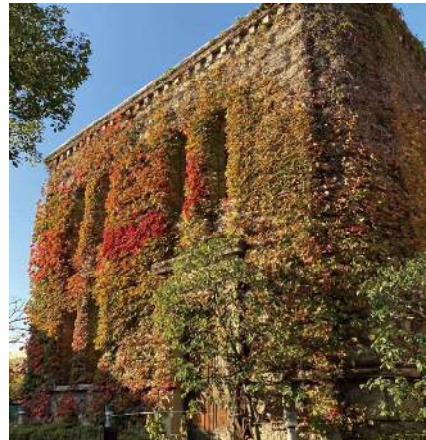
I 配置・規模

2. 景観資源を活かす

[基本的考え方]

- ・現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とする。

- 既存の緑地・高木や石積等を保全・活用する
- 歴史的建造物を保全・再利用する



歴史的建造物を保全し、活用する



既存の道路上の樹木を保全し、敷地内の庭木を調和させる



既存の樹木、石積みを保全するとともに、さらに植栽を充実させ、街角を意識した空間を形成する

I 配置・規模

3. 周辺との連続性

[基本的考え方]

- 周辺景観と調和した建築スケールとし、通りや周辺との連續性を維持・形成するような配置、規模及び形態とする。
- 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連續性が維持される意匠とする。

● 通りや周辺と共に建築意匠や植栽を取り入れ、街並みの連續性を維持する



建物を後退させ、街路樹と調和した植栽により、街並みの連續性を維持する



周辺と調和した色彩を用い、街路樹と一体感のある植栽を整備し、街並みの連續性を維持する



周辺の生垣や緑とつながる植栽により、街並みの連續性を維持する

● 建築物の高さ、あるいは塔屋・屋根の形態を揃えることにより、連続したスカイラインを形成する



建築物の後退距離、高さ、屋根形状を揃えることにより、広がりのある空間を形成する



斜面地を活用し、周辺と調和させるとともに、山並みを臨むスカイラインを阻害しない配置とする

II 建築物本体

1. 屋根・壁面の意匠

[基本的考え方]

- ・壁面の意匠は、周辺の景観と調和するように、見えがかり上のボリューム感を軽減する。
- ・側面や背面の意匠についても、周辺の景観と調和したものとする。

- 屋根・壁面は、景観形成に寄与し建築物全体がまとまりのある意匠となるよう十分工夫する



勾配屋根と植栽がありなすリズム感により周辺の景観との調和に配慮する



勾配屋根と彩りある植栽配置の組み合わせにより、広がりのある空間を形成する



壁面の分節、素材の工夫を行い、敷際に植栽を配置することでボリューム感を軽減させる



壁面の分節及び開口のリズム、敷際にへの植栽配置によりボリューム感を軽減させる

● ファサード以外の壁面も適切なデザインとする（特に露出する部分）

- ・目地、庇、開口部等で変化をつける
- ・正面に用いている意匠や素材を側面にも回り込ませるなど、正面と一体性をもたせる
- ・特に駐車場や通路、庭等の空間に面し、通りからよく見える面は正面と同等の意匠とする



建物の雁行等の工夫と合わせ、正面と側面を一体的にデザインする

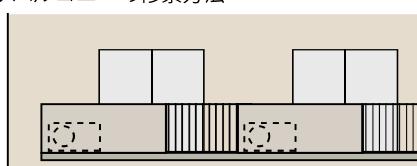


通り面のデザインを分節し、正面の素材を側面に回り込ませ、景観に配慮する

● バルコニーや屋外階段などの構成要素に配慮する

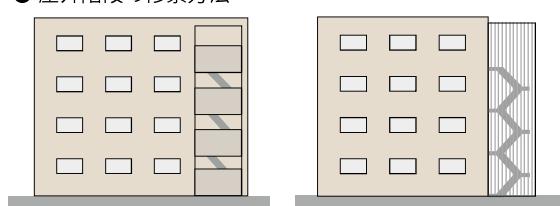
- ・バルコニーは建築物と調和した意匠とすると同時に、洗濯物やエアコンの室外機などが通りから見えにくい構造等とする
- ・屋外階段は、形態、材料、色彩など建築物と一体的な意匠とする、あるいはルーバーで覆うなどして無表情な鉄骨が露出しないようにする

● バルコニーの修景方法



クーラーの室外機等の設備を床置きとし、パネル等で隠す

● 屋外階段の修景方法



建物と一体的な意匠や色彩とする、あるいはルーバー等で覆う



ベイバルコニーの目隠しを工夫し、建物壁面としてデザインする

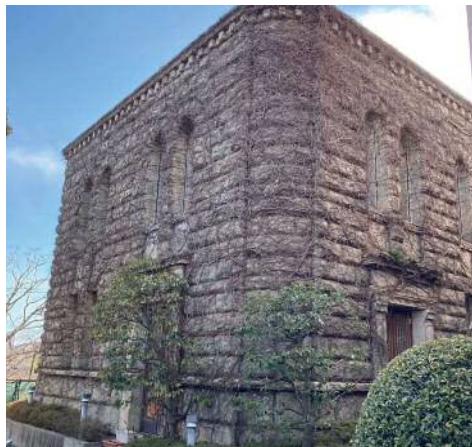
II 建築物本体

2. 屋根・壁面の 材料

[基本的考え方]

- ・主要な材料は、周辺の景観との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いる。

- 石、土、木質系等、経年によって風合いを増すものや、周辺景観と調和した素材を用いる
- 周辺との連続性に配慮し、通りや周辺に多く見られる好ましい要素としての建築素材を取り入れる
 - ・御影石等地域性に配慮した素材を使用する（自然素材等）
 - ・通りや周辺に多く見られる好ましい要素（建築素材、石積みや植栽）を取り入れる
 - ・特に歩行者の目線の近い低層部では積極的に質感・表情のある素材を活用する



歴史的建造物の壁面を活用し、経年による風合いを活かす



レンガと石による味わい深い質感の外壁



敷際の仕上げ素材を工夫し、適切な植栽デザインにより、
落ち着いたまちなみ形成に寄与する



石貼りの外壁と前面の多様な植栽により、味わい深い空間を形成する

建築物本体

3. 色彩

[基本的考え方]

・建築物の色彩は、芦屋の景観色を念頭に、高明度及び低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したければしくない配色とする。特に外壁の基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図る。屋根の明度及び彩度については、外壁色と調和したものとする。

● 色選びは近隣との関係で判断し、配色は落ち着いたものとする

- ・山や空を背景とする部分は低彩度とする
- ・外壁の基調色は芦屋の景観色を念頭においたものとする
- ・屋根の色は外壁色との調和を図る
- ・アクセントカラーは必要な範囲でポイント的に用いる



● 調和していない色彩例

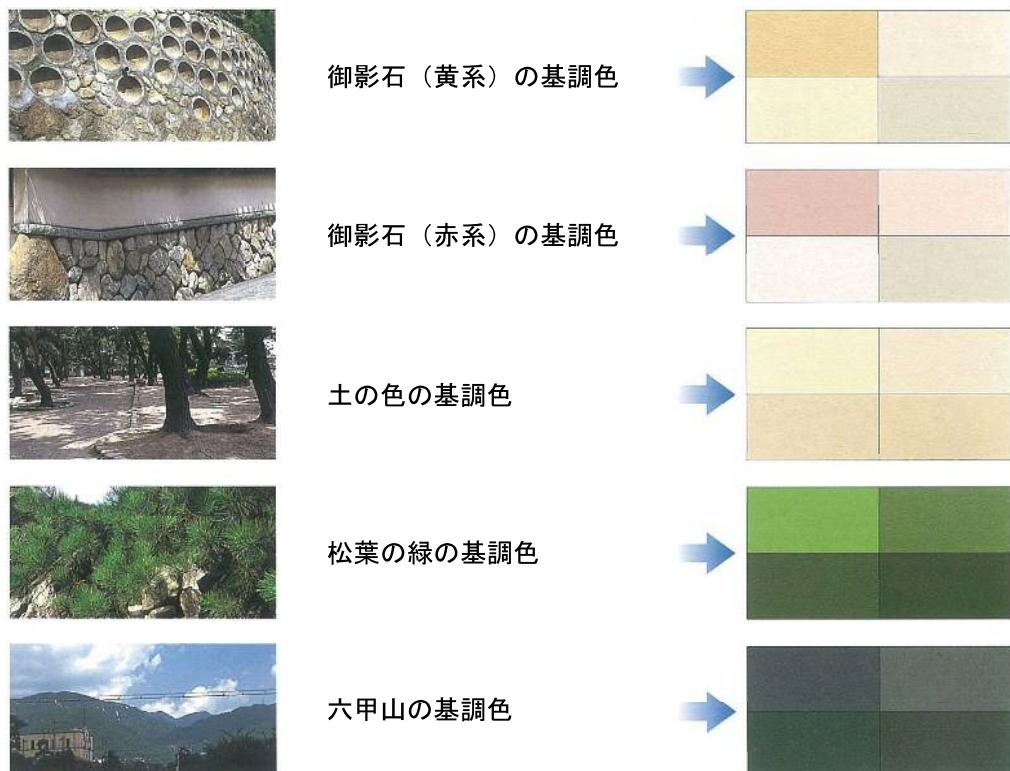


まちなみとして統一感がない派手すぎて違和感のある色彩は、まちなみのイメージを低下させることになる。

<参考>芦屋の景観色

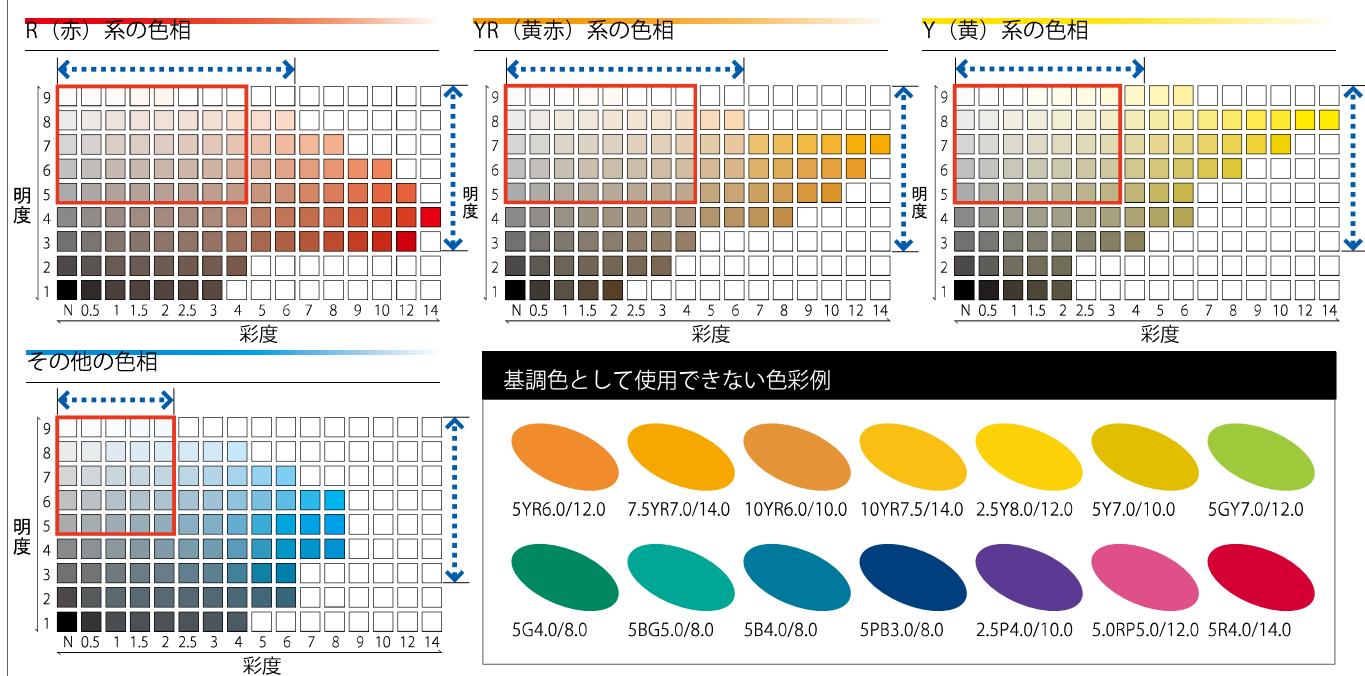
「芦屋の景観色」とは、長年の間に市民の生活になじみ、共通して好まれている郷土色、又は芦屋の都市景観の基調色というべき色彩であり、[花崗岩のベージュ色・暖かい灰色]、[六甲山の青色・緑色、松の深い緑色]といった色彩が挙げられます。

こうした芦屋の景観色を念頭において、建築物工作物の外観色を検討してください。



<参考>カラーチャート（外壁の基調色として用いて良い色彩の範囲）

■ 大規模建築物 ←→ 大規模以外の建築物



<参考>外壁の基調色として用いて良い色彩（大規模建築物以外のその他の建築物）

- 高明度及び低彩度を基本とし、建物の大部分を占める外壁の基調色は、
マンセル値で以下の数値を満たすこと
ただしアクセントカラーを使用できる範囲については、その限りではない
- 周辺の景観との調和に配慮したければしくない配色とする

大規模建築物以外のその他の建築物の色彩基準

高明度	» 明度3以上	
低彩度	» R、YR系	の色相を使用する場合 → 彩度6以下
	Y系	の色相を使用する場合 → 彩度4以下
	その他	の色相を使用する場合 → 彩度2以下

<参考>アクセントカラーの使用について

アクセントカラーとは・・・

外壁の基調となる色彩の他に、より良い景観を形成するために、必要な範囲で
ポイント的に用いる色彩のこと

- 各立面あたりの見附面積（窓等を含む）の5分の1未満を占める部分については、
アクセントカラーを使用できる
- アクセントカラーを使用する箇所については、周辺の調和を乱さない範囲で、
当該箇所ごとの明度及び彩度の基準によらないことができる

<参考>外壁について

外壁とは・・・

景観における外壁は家の四方を囲うものとし、玄関、雨戸、シャッター、ガラリなど
外観上、壁と一体的に築造されるものとする



アクセントカラーが周囲と調和していない



アクセントカラーを使用できる範囲を超えている



周辺に調和したアクセントカラーの使用



アクセントカラーを使った壁面デザイン

III ランドスケープ

ランドスケープについての 基本的な考え方 境界領域の重要性

[基本的考え方]

- ・公的領域に接する領域は、都市景観に大きな影響を与えるため、建築物、工作物、植栽等の諸要素を一体的に計画する。
- ・とりわけ街角は影響が大きいため重視する

● 公的領域に接する領域は、都市景観に大きな影響を与える

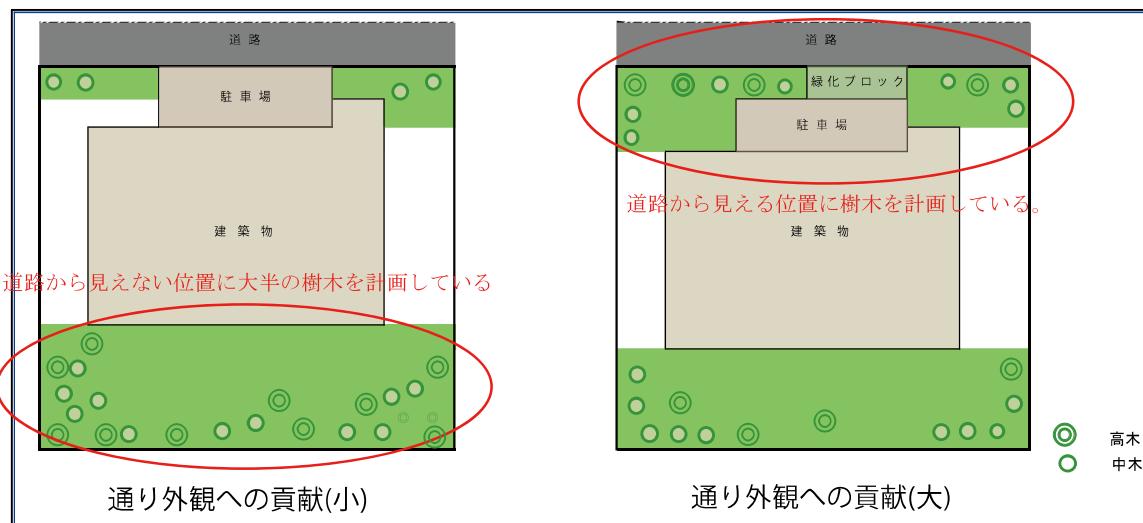
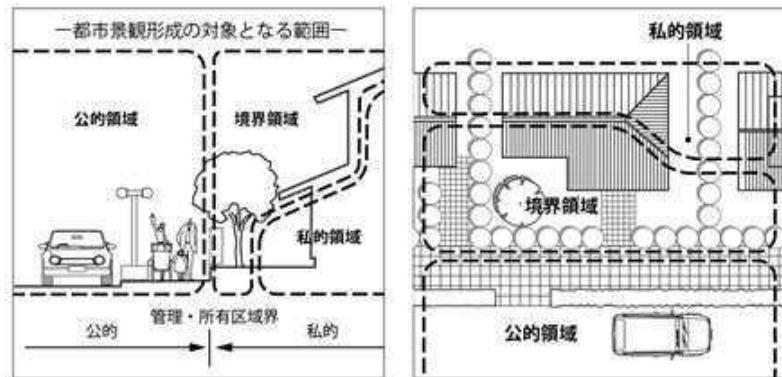
以下、「芦屋市景観形成基本計画」より抜粋。

(1) 都市景観形成の対象範囲

優れた景観を形成するためには、その対象範囲は道路や公園などの公的領域だけではなく、これらと接した個々の建築物などの屋根・外壁・生垣・前庭など外部から視覚的に見える境界領域を含めた範囲も対象として、都市景観形成が図られなければなりません。このために、従来の社会的・経済的な管理・所有区分とは別の都市空間の公共性についての認識が必要となります。

都市景観形成における都市空間の領域構成は道路や河川などの公的領域、公的領域に接する建築物の屋根・外壁・前庭・塀などの境界領域、敷地内空間のうち視覚的に外部から見えない部分や屋内空間からなる私的領域の三つに区分できます。

都市景観形成を図るうえで、
公的領域はもちろんのこと、
境界領域もその公共性は非常に高いものとなっています。
このため、都市景観形成の対象範囲は公的領域に境界領域を含めて考えるものとします。

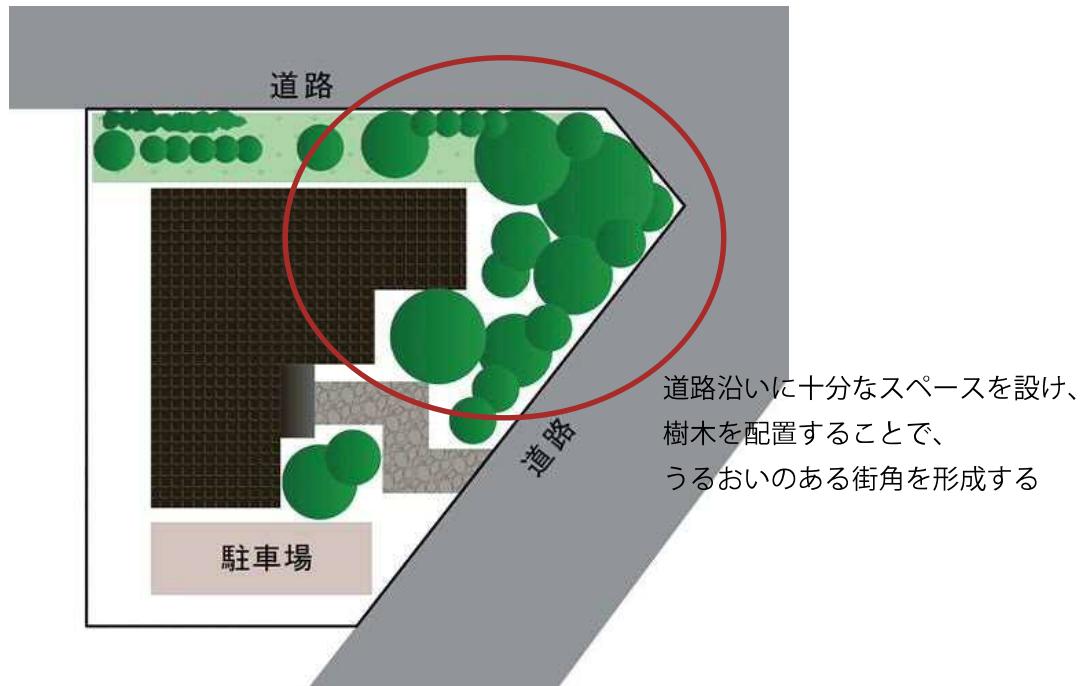




敷際（公的領域に接する領域）のつくり方を工夫することにより
まちなみへ寄与する

● とりわけ街角は影響が大きいため重視する

<参考イメージ>



街角をつくる意識を持ち、適切な植栽な配置等によりまちなみへ寄与する

III ランドスケープ

1. エントランス 周り

① アプローチ

[基本的考え方]

- ・植栽等の配置を工夫し、緑豊かで質の高いデザインとする。

- 植栽等の配置を工夫し、うるおいのある空間とする
- 周辺の景観と調和し、質の高い空間とする



植栽や設備等の配置を工夫し、うるおいのあるアプローチをデザインする



エントランス周りの要素を一体的にデザインする



エントランス周りに効果的な植栽を配置する



III ランドスケープ

1. エントランス 周り

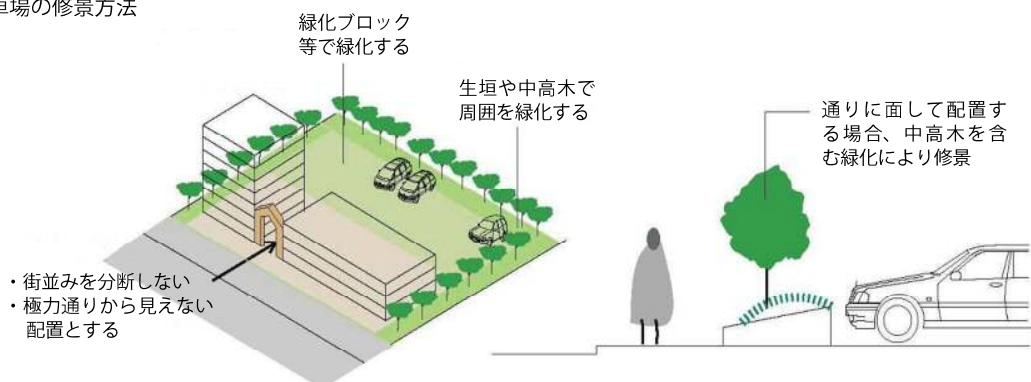
② 駐車場・駐輪場

[基本的考え方]

- ・駐車場を、周辺から見えない又は見えにくくなるよう配置し、露出する部分を修景する。

- 道路から自動車・自転車が見えにくい構造とする（生垣・中高木等）
- 入口は、街並みを分断しないよう極力通りから見えない配置とする

● 駐車場の修景方法



建築物と駐車場を一体的に計画し、効果的に植栽を配置する



駐車場の周囲に植栽帯を配置し、自動車を目立ちにくくする

- 周辺と調和した意匠・外壁仕上げとする（緑化ブロック等）



路面に緑化ブロックを使用し、周辺と調和した植栽配置により、緑のある通り外観とする



駐輪場を建築物と一体的にデザインし、植栽で修景することにより、まちなみ配慮する

III ランドスケープ

1. エントランス 周り ③ ゴミ置場等

[基本的考え方]

- ・ゴミ置場を周辺から見えない又は見えにくくなるよう配置し、露出する部分を修景する。

- 道路から直接見えにくい配置とする
- 建築物や周辺と調和した意匠とし、露出する部分の修景を行う



ゴミ置場を道路から見えにくい位置に配置するとともに、建築物の意匠及び素材と一緒にデザインする



ゴミ置場を建築物と一緒にデザインし、周辺景観に配慮する



ゴミ置場を90°回転し、植栽で修景するなど周辺景観に配慮する



消防設備（送水口等）を石積みにすることで、まちなみ配慮する

III ランドスケープ

2. 一体感のある 敷際のつくり方 ① 植栽・緑化

[基本的考え方]

- ・敷地の道路際に十分な修景植栽を施すことにより、緑豊かな外観意匠とする。

● 十分な植栽を施し、通りと建築物が一体感のある緑豊かな空間とする



埠を背景として後退部分に緑豊かな植栽をデザインする



通りに面した所に四季を感じられる植栽をデザインする



生垣と前面の植栽により、緑豊かな敷際をデザインする



建築物壁面を背景とし、低い石積み擁壁の上部に植栽を効果的に配置して開放感を生み出す

「芦屋市住みよいまちづくり条例」における緑地保全の基準

【緑地の確保】

緑地面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）は、原則として、次の表による。

区分（用途地域）	緑化率
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	30%以上
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域	20%以上
近隣商業地域、商業地域	10%以上

※詳細は条例の基準をご覧ください

【緑地に対する植栽基準】

緑地に対する植栽基準は、緑地面積の10.0平方メートル当たり6本とし、うち1本は高木（植栽時3.5メートル以上）、うち2本は中木（植栽時1.5メートル以上）とするものとする。ただし、芦屋市都市景観条例（平成21年芦屋市条例第25号）の規定に基づく大規模建築物で景観協議の対象となるものについては、景観協議によるものとし、緑地面積の10.0平方メートル当たり6本とし、うち2本は高木を原則とする。なお、既存の幹周1メートル以上の樹木並びに新植で高さ5メートルを超える樹木及びシンボルツリーは、上記算定において高木1本を2本とみなすことができる。

III ランドスケープ

2. 一体感のある 敷際のつくり方 ② 墁・柵

[基本的考え方]

- 建築物に付属する塀、柵等の囲障は、植栽計画と一緒にした意匠とする。

- 建築物に付属する塀や柵等は、通り及び周辺の建築物や囲障の状況を読み取り、周辺や植栽と調和した素材・色彩・形態としたり、外からの敷地の見せ方・隠し方を考え、通りに対して配慮する
 - 塀や柵等を設置する場合は、生垣とするなど、道路に対してうるおいのあるものとする
 - 無表情で圧迫感のあるブロック塀等は避け、建築物や周辺と一緒にした素材や色彩を用いる事で表情のある囲障とする
 - 前面や壁面、上部への植栽、又は敷地内の植栽を透視できる形状・しつらえにより、うるおいを創出する



フェンスと一体となるよう生垣を回し、通り外観に配慮する



周辺の庭木や石積みと連続する敷際のデザインにより通り外観に配慮する



擁壁、塀、建築物に一体感をもたせ、植栽との組み合わせにより良好な敷際を形成している例

III ランドスケープ

2. 一体感のある 敷際のつくり方

③擁壁

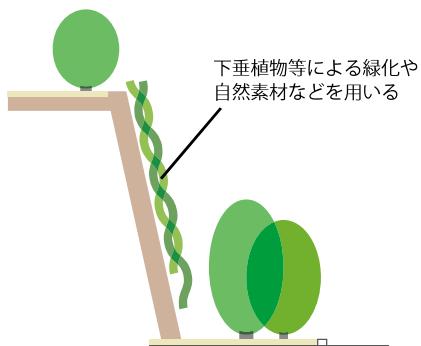
[基本的考え方]

- 建築物に付属する擁壁等は、自然素材の使用や植栽との組合せ等周辺の景観と調和した意匠とする。
- 周辺の景観になじむ御影石積み擁壁や石貼りなどで化粧した既存擁壁等は、可能な限り保存する。

- 建築物に附属する擁壁等は、周辺景観と一体的な接道部のしつらえとし、適切な方法により圧迫感を出さないように修景し、通りに対して配置する

- ・単調で長大な壁面の連続とならないよう水平、垂直方向の長さに応じ、適切に変化をつける
- ・自然素材を用い、表情のある壁面とする
- ・前面や壁面、上部への植栽により、うるおいを創出する

●擁壁等の前面への修景植栽の方法



擁壁の上部や前面への効果的な植栽と下垂植物等による壁面の修景



敷際の擁壁を石積みとし、上部の生垣と下垂植物等により、緑化修景をする



既存の石積擁壁を残し、上部の植栽との組み合わせにより、潤いのある通り外観を形成する



既存の石積擁壁を活かし、堀ごしの庭木の緑により、圧迫感のないまちなみを形成する

IV 付属設備

建物に付属する 設備

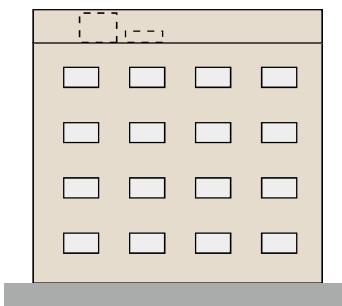
[基本的考え方]

- ・塔屋並びに外壁、屋根及び屋上に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は、建築物と調和した意匠とする。

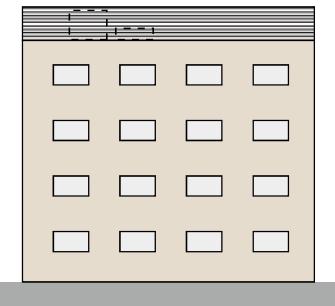
● 周辺から見えないまたは目立ちにくく意匠とする

- ・屋根、屋上部は勾配屋根としたり、塔屋を建築物の意匠と一体的にデザインし、すっきりした屋上とする
- ・屋上設備は、壁面を立ちあげるか、ルーバー等により適切な覆いを設置する
- ・外壁等に設置される給水管やダクト等は、外壁面に露出させないように、修景されたカバーを設けるか、露出する場合は、壁面と同一の色調にするなど景観的処理を行う

● 屋上設備の修景例



壁面を立ち上げて覆う



ルーバー等で覆う



ルーバーの設置により、屋上設備の見え方に配慮する



付属設備は屋上の中央に配置することにより、周辺から見えないよう工夫する

V 工作物

周辺景観と 調和する工作物

[基本的考え方]

・敷地内の配置、規模、意匠、工作物一般基準材料、色彩について、隣接する相互間で調整され、地域全体として調和し、緑豊かな美しい景観の形成を図る。

◆擁壁等の考え方

擁壁等は、以下に示すように、スケールや素材、意匠などについて、周辺景観との調和に配慮し、植栽を組み合わせて圧迫感を軽減するなど、通りに対して修景を施す必要があります。

- 拥壁等は、現存する景観資源を可能な限り生かしつつ、周辺との連続性のある一体的なしつらえとし、適切な方法により圧迫感を出さないように修景し、通りに対して配慮する
 - ・現存する石積みを残したり、自然素材を用いることで表情のある壁面とする
 - ・単調で長大な壁面の連続とならないよう水平、垂直方向の長さに応じて分節化する
 - ・前面や壁面、上部に修景植栽を施し圧迫感を軽減するとともに、うるおいを創出する



工作物を自然石で統一し、石と調和する植栽デザインにより、圧迫感の少ない通り外観を形成する



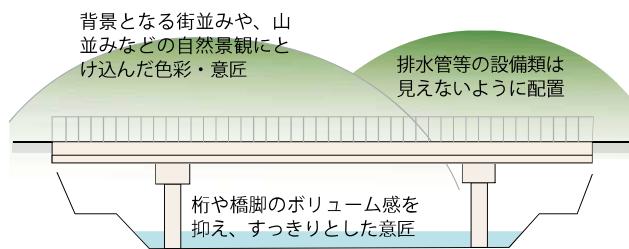
既存の石積を残し、石積上部の植栽とあわせて街路樹と一緒にした、うるおいある通り外観を形成する

◆高架道路・高架鉄道・横断歩道・橋梁等の考え方

高架道路・高架鉄道・横断歩道・橋梁等は、以下に示すように周囲と調和した意匠や色彩とし、附属する設備は見えないように工夫する事が必要です。

- 山への眺め等の自然景観との調和、周辺景観との調和のある意匠や色彩とし、設備類は見えない位置に配置するか、目立たないような修景を施す

● 橋梁の景観配慮例



緑化することで圧迫感をやわらげる

◆擁壁の高さについて

認定工作物の形態意匠の制限 ➥ 項目別基準

位置・規模：周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連續性を維持し、

形成するような配置、規模及び形態とすること

外観意匠：周辺の景観と調和するよう、見えがかり上のボリューム感を軽減する

- 周辺の景観と調和したスケール感とし、ボリューム感を軽減するため、擁壁等（塀を含む）の1段当たりの高さ（擁壁の上部に塀を設ける際は、その合計の高さ）は原則4m以下とする
- 擁壁等の前面や上部に高木等高さのある修景植栽を施すことにより、見えがかりの高さを原則1.5m以下とする
- 認定工作物に該当しない場合（大規模建築物に附属する擁壁以外の擁壁の場合には擁壁等の高さが2m以下の場合）も、前面や上部に修景植栽を施す



高さを抑えた自然石の擁壁と植栽の組み合わせにより、ボリューム感を軽減する



道路から塀を後退させ、豊かな植栽により、緑のあるまちなみを形成する

◆アンテナ等の考え方

アンテナや塔状の工作物は、以下に示すように、海や山への眺めを遮らず、また眺めを損ねないような配慮が必要です。さらに、設備等が周囲から見えないように修景する必要があります。

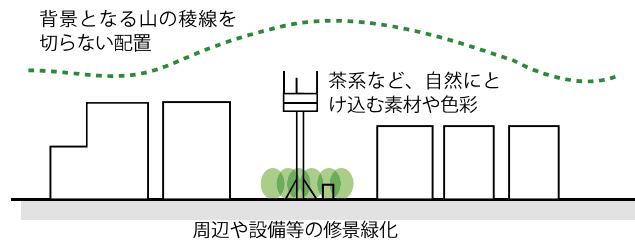
- アンテナ等は、海や山への眺めを遮らない配置とし、自然景観に調和する意匠、素材や色彩を用いる

- ・ 山の稜線など主要な眺めを遮らず、周辺から突出して見えないような配置とする
- ・ 茶系など、自然にとけ込む落ち着いた色彩とし、反射性・光沢性のある素材は用いない

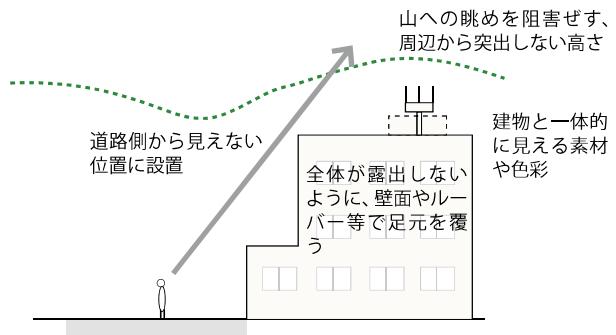
- 設備類が周囲から見えないように修景し、足下に修景植栽を施すなど、通りから見た外観に配慮する

- 建築物の屋上等に設置する場合は、通りから見えない位置に配置し、見える場合は色彩や材料に配慮した修景措置を施す

● 独立して建てる場合の例



● 建築物と一体となって設置する場合の例



◆立体駐車場等の考え方

立体駐車場等は、山や海への眺めを損ねない配置や規模とともに、以下に示すように、雑然とした印象とならないよう修景することが必要です。

- 道路側に圧迫感を与えないような配置や規模とし、周辺の建築物等と調和した意匠や色彩を用いるとともに、植栽等による修景を行う

- ・ 駐車場の配置計画をする際には、まず平置き駐車場設置の検討をするとともに、立体駐車場を設置する場合には、地上部分は1階以下とし、地下部分で駐車台数を確保することを原則とする



平置き駐車場を修景する植栽により、景観に配慮する

- ・周囲の建築物と同様の意匠を用いたり、落ち着いた素材・色彩を用いる
- ・通りから後退して植栽を施すなど、無表情な鉄骨等が露出しないようにする
- ・設備類は見えない位置に配置するか、目立たないように修景を施す
- ・やむを得ず地上2階以上の機械式駐車場を設置する場合は、鉄骨等が露出しないよう、通りから後退して植栽を施し、直接駐車場が見えない配置とすることを原則とする



建築物と埠の意匠を調和させ、地上一段の機械式駐車場と植栽等の組み合わせにより、景観に配慮する

芦屋景観地区 景観形成ガイドライン

緑豊かな美しい芦屋の景観をめざして

令和 5 年 4 月

問い合わせ：芦屋市 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課 〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号
TEL : 0797-31-2121 (代)